

神社神道は、肇国はつくに以来わが日本の国土において、日本民族とともに発展してきた民族固有の信仰である。そのために国民にとっては勿論のこと、広く国家、社会にとつても常に神社はその精神的支柱としての地位を確保し続けてきた。

明治以降「神社は宗教として取り扱わない」という特別な地位に置かれ、長い歴史を背景とする伝統は、十二分に尊重された。

皇紀二六〇〇年にあたる昭和十五年には、全国十一万有余の神社を総括する官庁として、従前の内務省神社局が拡大昇格して神祇院となり、全国の諸神社の神威はなお一層高揚された。

しかし、昭和二十年八月十五日、終戦の詔書を拝した国民は、今後の日本がどうなるのか憂慮深いものがあつた。

同八月十五日、神祇院では「大東亜戦争終結に伴う神職奉務に関する件」の通牒つうちょうを各知事に発し、占領軍の上陸に備えて、各神社奉護の方法を指示した。

同八月三十日、マッカーサー元帥げんすいが進駐し、同九月二日ミズーリ艦上において降伏文書の調印が行われると、ただちに占領政策遂行のために、連合軍最高司令部（GHQ）が東京に置かれた。

GHQには内部機構として民間情報部があり、その下に宗務課が置かれ、バンス博士が課長として宗教一般の監督にあつた。

同九月十四日には、刀剣所持の禁令が発せられ、明治政府の廃刀令や豊臣秀吉が行つた刀狩り以上に厳しく、刃渡り三寸以上の刀剣が対象となつた。そのため、神社所有の数々の名刀が持ち去られた。

同十月四日、GHQから「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の件」の覚書が発せられ、米國務省の神社神道に対する特権廃止の意向が伝えられた。神祇院はこの意向を受け、GHQに対し「神社は国家、国民道徳の淵源えんげんをなすものであり、宗教として取り扱われるべきものではない。」と説明交渉を繰り返した。

一方、神社界においては、大日本神祇会（全国神職会）、皇典講究所こうてんこうきゅうしよ（神道の研究、教育を行つた機関）、神宮奉齋会じんぐうほうさいかい（伊勢神宮の崇敬団体）が、ポツダム宣言でいう「信教の自由」の意図を見抜き、神社に縁故の深い吉田茂、宮地直一氏らと交え、神祇院と対策を練つた。

これら三団体は、「神社は近く民間団体にされるであろうが、神社は古来から民衆の信仰によつて維持されてきたので、存続は可能」との意向であつた。しかし、国家管理から離された神社を維持するには民間組織が必要になり、「神社連盟」を組織する案が出された。

同十一月十三日、新団体設立準備協議会が開催され、新団体は教団ではなく、公益法人にする事になり、名称を仮称で神祇庁とした。

翌日、吉田茂が「神祇庁（仮称）設立趣意書」を携えて、神祇院、宮内省、終戦連絡中央事務局を訪問して、これまでの状況報告を行い、内務省において、新団体結成の記者会見を行つた。

翌日の新聞で、一般国民は初めて神社は、今後国家の手を離れて、民間の氏子、崇敬者によつて維持される事を知らされた。

同十一月二十七日、第一回神祇庁設立準備委員会が大日本神祇会館で開催され、神社の危急存亡の時であつたため、折からの交通難にもかかわらず、全国から各都道府県の代表者九十二名が参集した。

同十二月十五日、GHQから「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」すなわち世にいう「神道指令」の覚書が日本政府に手交された。昭和二十一年一月十八日、第四回神祇本庁設立準備中央委員会が神祇会館で開催され、新団体は、新宗教法人令に準拠し、名称は「神社本庁」とする事が決定された。

同二月二日、神祇院が廃止され、明治以降八十年の神社に関する国家管理はその幕を閉じ、神宮、神社及び神官、神職は国家の手から切り離された。

翌日の昭和二十一年二月三日、伊勢神宮を本宗ほんそうと仰ぎ、伊勢神宮及び全国約八万社の神社を包括するために必要な業務を行う事を目的に、東京都渋谷区東に神社本庁が設立された。その後、昭和六十二年に東京都渋谷区代々木に新庁舎を建設し、移転した。

神社本庁設立に伴い、各都道府県に地方機関として神社庁が設立されて行つた。昭和二十一年三月十二日には、吉備津神社社務所内に当時、同神社宮司であつた橋本甚一氏を庁長として、岡山県神社庁が設立された。その後、岡山県護国神社社務所内、岡山市南方に庁舎を建設し、移転。平成十五年岡山市奥市に新庁舎を建設し、移転した。